

広島市営競輪開催に伴う新型コロナウイルス感染症対策について

1 選手宿舎

- (1) 宿泊人数は、1部屋につき3人以下とする（現状は1部屋につき4人）。
- (2) 他の部屋への往来を禁止する。
- (3) 食事の際は、対面及び密接しないよう食堂の座席を間引き、併せて、密集・密接しないよう注意喚起を行う。また、夕食時間については、地区単位で時間差を設けるなどの措置を講じる。
- (4) 食堂スタッフは、マスク及び手袋の着用を徹底する。
- (5) 選手が食堂で使用するトングは、食堂スタッフが15分おきに交換する。また、トング使用の際は使い捨ての手袋を着用する。
- (6) 食堂スタッフは、配膳を片付ける都度、テーブル等をアルコール消毒する。
- (7) 浴場について、サウナの利用を禁止する。また、同時に入浴するのは10名以内を目安とし、多人数で一度に入浴することがないように張紙等で注意を促す。
- (8) ロビーに密集することを禁止し、ロビーを使用する際は原則として2m以上間隔を空ける（張紙）。
- (9) 選手の飲酒を禁止する。

2 選手管理

- (1) 通常より余裕を持った日課時限とする（スケジュールの前倒し）。
- (2) 前検日に到着した選手は、検車場入口前（屋外）で検温を受けるものとし、37.5℃以上の発熱が確認された場合は、医師に報告するとともに東食堂で待機させ、間隔を空けて検温を再実施し37.5℃以上の場合、検査不合格とし速やかに帰郷させる。
- (3) 選手のマスク着用を徹底する（競走中や呼吸の妨げとなるようなウォーミングアップ中を除く）。選手がマスクを所持していない場合、選手管理から予備のマスクを渡す。
- (4) 選手は、開催中毎日、就寝時及び起床時に自室の体温計で体温測定する。
※37.5℃以上の発熱等が確認された場合は、上記（2）の運用を適用する。なお、選手が帰宅できない状況がある場合は、選手宿舎3階個室に隔離し、翌朝帰宅させる。
- (5) 選手控室については、選手管理室横の控室を〇〇地区、□□地区が使用し、選手管理棟3階を△△地区が使用することとし、選手間の間隔を2m以上空ける。
- (6) レース終了選手の自転車受け取りは、原則として、出走選手1名につき1名とする。
- (7) 選手管理室窓口（選手控室側にも）、開催指導員室、賞典室窓口、選手会売店カウンター、医務室（選手と看護師の間）及び選手食堂カウンターに透明ビニールシートで間仕切りを設置し、選手とのやりとりに当たっては、直接選手に触れることのないようにする。また、選手が医務室に入る際は、選手管理に申し出ることとする。
- (8) 各所にアルコール消毒液を設置する。
- (9) 賞典を受け渡す係員は、マスクに加え手袋を着用する。
- (10) 賞典を受け取る選手は、2m以上の間隔を空けて並ぶこととし、領収証への押印は選手自らが行うこととする。また、参加旅費は個別に受け取ることとする。
- (11) 自転車配達受付は検車場入口前（屋外）で行うものとする。
- (12) マッサージは取りやめとする。

3 検車（場）

- (1) 検車場の通路にある防寒対策用ビニールシートは開放する（換気強化のため）。
- (2) 検車員と選手の間、透明ビニールシートで間仕切りを設置する。
- (3) 検車の際には、前の選手と2 m以上空けて並ぶこととする。
- (4) ローラー練習台について、前後を入れ替えることで口向きを変える。

4 審判室

- (1) 審判員の執務室及び控室のドアは常時開放し、3密（密閉、密接、密集）に留意する。
- (2) 走路審判員を含め、全員マスク着用を徹底する。

5 記者席

- (1) 記者席のドアは常時開放し、3密（密閉、密接、密集）に留意する。
- (2) 全員マスク着用を徹底する。

6 その他

- (1) 表彰式及びCS用選手インタビューは行わない。
- (2) 市職員を含めた場内全ての開催関係者は、各自、出勤前に体温測定を行い、37.5℃以上の発熱があった場合には、出勤しないこととする。
- (3) 市職員を含めた場内全ての開催関係者は、マスクの着用、手洗い、うがい及び換気を徹底し、3密（密閉、密接、密集）に留意する。
- (4) 選手管理棟には、原則として、包括受託事業者のうち、賞典担当係員は初日2名、2日目2名、最終日3名、施設担当者は状況に応じて最小限の人数が出入りすることとし、それ以外の関係者については不要不急の出入りを禁止する。なお、施設担当者は、選手管理長から要請があった場合にのみ出入りする。また、参加選手以外の開催関係者は選手食堂の利用を禁止し、当然ながら選手宿舎及び選手会への不要不急の出入りを禁止する。
- (5) 選手間の距離確保を明確にするために、検車場、選手受付、医務室及び賞典窓口前の床に目印を設置する。また、JKAの判断で、必要に応じてその他の場所にも設置する。
- (6) 前検日の代表懇談会参加者（施行者は1名）は全員マスクを着用することとし、密接及び密集しないように着席する。
- (7) 参加式の施行者挨拶は行わず、施行者から選手等開催関係者へ連絡事項がある場合は、文書で通知することとする。
- (8) 広島支部所属の非参加選手（誘導員含む）は、開催中、バンク及び道場の使用を不可とする。